

自動二輪車の駐車場の設置について

～一定規模以上かつ特定の建築物に対して、自動二輪車の駐車場の設置を新たに義務付けます～

市民の移動手段として多く利用されている自動二輪車が道路上に駐車されると、安全な通行が妨げられるとともに、都市の良好な景観を阻害する要因になります。

自動二輪車の利用実態や駐車実態等を踏まえ、歩く魅力にあふれる快適な道路空間を確保するため、京都市駐車場条例を改正し、一定規模以上かつ特定の建築物を建築する際に自動二輪車の駐車場の設置を義務付ける制度を、平成26年10月1日から実施します^{*1}のでお知らせします。

※1 平成26年10月1日以降に建築確認の申請を行った建築物が対象

(1) 自動二輪車の駐車場の設置しなければならない建築物(対象建築物)

次に掲げる「ア 建築物の種類(建物の用途)」と「イ 建築物の大きさ(延べ面積)」のいずれにも該当する建築物を建築する場合に、自動二輪車の駐車場が必要となります。

ア 建築物の種類(建物の用途)

駐車場法で自動車、自動二輪車の利用者が多い建築物として規定されている以下の建築物(駐車場法施行令第18条に規定される特定用途の建築物)

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

イ 建築物の大きさ(延べ面積^{*2})

次に掲げる用途地域^{*3}ごとに定めた規模以上の建築物

用途地域	建築物の大きさ(延べ面積)
商業地域、近隣商業地域	2,000㎡を超えるもの
周辺地区 (第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域)	3,000㎡を超えるもの

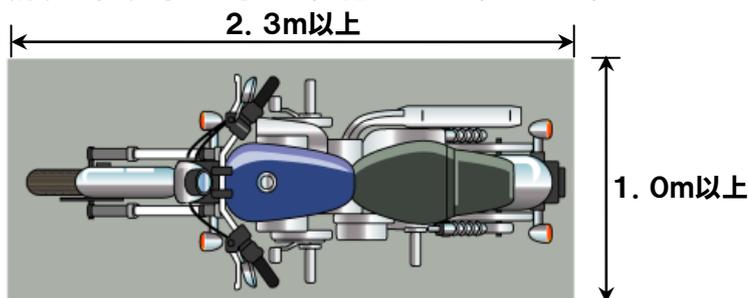
※2 建築物の各階における床面積を合計した面積

※3 京都市では市街化区域を住居、商業、工業などの地域に指定し、建築できる建物の種類を定めています。お住まいの敷地が、どの用途地域に指定されているかにつきましては、京都市のホームページ「http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/search_main.htm」で確認できます。

(2) 自動二輪車の駐車場の構造

駐車場の広さ 自動二輪車の駐車場の大きさは、幅1m以上、長さ2.3m以上とします。

駐車場イメージ



(3) 自動二輪車の駐車場の義務付け台数の算定

ア 駐車場の台数の算定式

自動二輪車の駐車場の義務付け台数は次に掲げる算定式で計算します*4（小数点以下は四捨五入）。

用途地域	百貨店その他の店舗	左記以外の特定用途の建築物
商業地域、近隣商業地域	$\frac{(\text{延べ面積}) - 2,000\text{m}^2}{3,000\text{m}^2}$ 台	$\frac{(\text{延べ面積}) - 2,000\text{m}^2}{8,000\text{m}^2}$ 台
周辺地区	$\frac{(\text{延べ面積}) - 3,000\text{m}^2}{8,000\text{m}^2}$ 台	

*4 計算の結果、当該数値が1未満である場合は切り上げて1台とします。

イ 駐車場の台数(算定例)

・商業地域に9,000m²の店舗を建築する場合

$$\frac{(9,000\text{m}^2) - 2,000\text{m}^2}{3,000\text{m}^2} = 2.33 \Rightarrow \underline{2台の自動二輪車の駐車場が必要}$$

・近隣商業地域に5,000m²の事務所を建築する場合

$$\frac{(5,000\text{m}^2) - 2,000\text{m}^2}{8,000\text{m}^2} = 0.38 \Rightarrow \underline{1台}$$

(計算結果が1未満の場合は、1台必要となります。)

・工業地域に2,500m²の工場を建築する場合

工業地域は3,000m²以上の建築物を対象にしているため、自動二輪車の駐車場を設置する義務は生じません。

・準工業地域に7,000m²の研究施設を建築する場合

研究施設は「ア 建築物の種類」に該当しないため、自動二輪車の駐車場を設置する義務は生じません。

(4) 自動車の駐車場の義務付け台数の緩和等

設置する自動二輪車の駐車場の台数に応じて、自動車の駐車場の義務付け台数を減らすことができます*5。

また、既に自動車の駐車場を設置している建築物においても、自動二輪車の駐車場を設置される場合は、自動車の駐車場の台数を減らすことができます。

*5 自動車の駐車場の義務付け台数が1台の場合は、自動車の駐車場を1台確保していただく必要があります。

自動二輪車の駐車場の義務付け台数に応じた緩和

自動車の駐車場の義務付け台数から、(3)自動二輪車の駐車場の義務付け台数の算定により設置する自動二輪車の駐車場の義務付け台数を差し引くことができます。

自動車駐車場から自動二輪車駐車場への転用

建築物の駐車需要に応じて、自動車の義務付け駐車場を自動二輪車の駐車場に転用することができます。

その場合、自動二輪車の駐車場を4台*6設置することにより、自動車の義務付け駐車台数を1台減らすことができます。

*6 自動二輪車の駐車場の義務付け台数は含みません。

(5) 公共交通利用促進策による義務付け駐車台数の引下げ

地下鉄等の公共交通機関を利用して来店される方への運賃補助など、公共交通利用促進策を実施する建築物を対象に、自動二輪車の駐車場の義務付け台数を減らすことができます。

ただし、駐車台数を引き下げた場合は、定期的（原則1年ごと）に公共交通利用促進措置の取組状況や自動車・自動二輪車の利用者の減少等について報告していただく必要があります。

対象となる建築物

鉄道駅から500mの範囲内に位置する建築物（工場の用途については市内全域が対象です。）

(6) 建築物の敷地外に駐車場を確保する隔地制度の適用

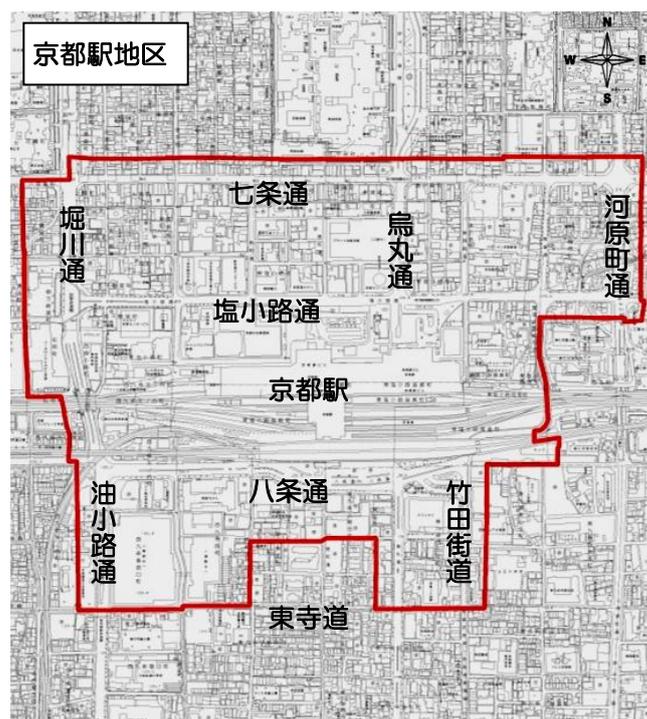
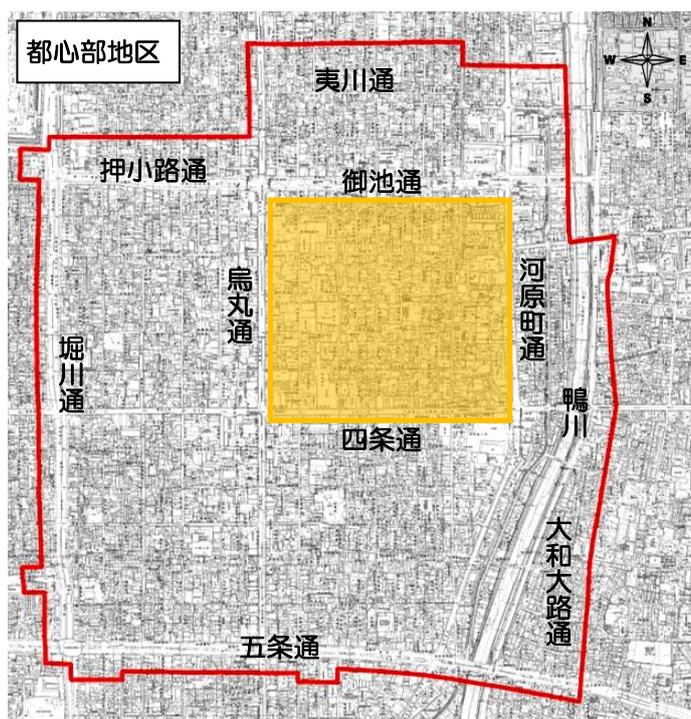
建築物の敷地外に自動二輪車の駐車場を設置する場合は、あらかじめ申請手続が必要となります。

建築物の敷地外に設置する駐車場の条件

駐車場整備地区内の建築物：建築物から500mの範囲内にある駐車場

それ以外の建築物：建築物から200mの範囲内にある駐車場

ただし、歴史的都心地区内にある駐車場は除きます。



問合せ先

京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3505

FAX：075-222-3472

ご不明な点がございましたら、上記の問合せ先へご連絡ください。